

*****安倍首相の「美しい国」は

果たして妥当か

飯島滋明

1 はじめに

二〇〇六年九月二十六日、安倍晋三が総理大臣となった。彼は「集团的自衛権」行使の研究、防衛庁「省」昇格法や「派兵恒久法」の制定、最終的には「憲法改正」に積極的に取り組んでいる。まずはそうした動きについて簡単に紹介する。

2 安倍政権下での安全保障政策

(1) 「集团的自衛権」の行使

自国は直接攻撃されていないが、自国と密接な関係にある国家への武力攻撃に実力で対処するのが「集团的自衛権」である。ハンガリー（一九五六年）、チェコスロヴァキア（一九六八年）、アフガンスタン（一九七九年）へのソ連の軍事介入や、800万人以上の死者を出し、枯葉剤等の化学兵器のため現在も多くの人が苦しむベトナム戦争へのアメリカの軍事介入が「集团的自衛権」の行使の例とされる。日本の歴代政府は「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛する必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集团的自衛権を行使することは、

……憲法上許されない」（一九八一年五月二十九日鈴木内閣答弁書）としてきた。しかし二〇〇四年一月二十七日、当時自民党幹事長であった安倍晋三は「集团的自衛権の行使は許されない」とする政府解釈を変更すべきとし、その手順としては政府に懇談会を設けて「行使できる」との結論を得て首相がこれを表明、国会の多数によって認めるとの考えを提唱していた（二〇〇四年一月二十八日付『産経新聞』）。いま、安倍首相はこうした手順を踏んでいる。首相就任当初、「いかなる場合が憲法で禁止されている集团的自衛権の行使に当たるのか、個別具体的な事例に即して研究する」と発言し、さらに十月十一日の参議院予算委員会では「研究を行った結果、それはわが国が禁止する集团的自衛権の行使ではないという解釈を政府として出すということも十分あり得る」とした。

(2) 防衛庁「省」昇格法について

「防衛省」でなく「防衛庁」である理由について、安倍首相の祖父である岸信介は「実は国防省を作れというような議

論が一部にあることは確かにあります。……しかし少なくとも戦後の新憲法のもとにおける防衛というものは、旧憲法のとときの軍部、陸海軍とかそのような立場を絶対にとらしてはならないことは言うをまちません。従って国防省というような考え方……私自身としては、今のところそういうことを考えておりません」としていた（一九六〇年五月十六日衆議院内閣委員会）。ところが二〇〇六年十月二十九日、海上自衛隊の観艦式で安倍首相は「防衛庁を省に移行させ、国際平和協力活動等を自衛隊の本来の任務とするなど、必要な体制整備を行なっていく」と述べ、防衛庁「省」昇格法（防衛庁設置法「改正」）の成立に意欲を示した。防衛庁「省」昇格法は今国会で成立する可能性が高い。防衛庁は「省」でなく「庁」にすぎないため、閣議にかけなければならない法案提出や予算要求を直接行なうことができず、しかし「防衛省」になれば、法案提出や予算要求を直接行なうことができ、自衛隊が円滑に活動できるよう省令を独自に制定できる。こうして日米軍事一体化はますます促進される。

(3) 自衛隊の海外での武力行使・権限拡大に向けたその他の動き

その他にも、安倍首相は自衛隊の権限を拡大し、海外で武力行使ができるよう

そうした改憲案は近隣諸国を不安にさせる」と評していた。過去への反省の念を示さない国家が軍隊の強化を目指すのであれば、「軽蔑」だけでなく「疑念」も持たれよう。なお、「日本の国は……自由と民主主義、そして基本的人権を守り、国際平和に貢献してきた」(『美しい国へ』六九頁)と安倍首相は言う。イラクへ自衛隊を派兵し米軍を援助したことなどが、安倍首相の言う「国際平和への貢献」なのであろう。ところで、イラクで米軍が行なってきたことは何か。ベトナム戦争の際にも、女性の下腹部に先のとがった丸太や定規、ガラス瓶や非毒性のヘビなどを挿入したり、ヘリコプターで高所まで乗せたベトナム人を地上に落とす等の蛮行をした米軍は、イラク戦争でも同様の蛮行を繰り返した。アブグレイブ刑務所では、医師でない米兵が負傷した拘留者の傷口を縫合したり、多くの拘留者の前で男性拘留者の妻をパンティ一枚の姿でさらす(女性の夫は泣き叫んだという)等の行為を行った。ウムカスル刑務所では、米兵が二人の兄弟に性行為を強要したり、首まで土の中に埋め、水を求めるイラク人の顔に小便をかける等の行為を、「八キロ」と呼ばれる軍事キャンプでは、爪をはがし、肋骨が何本も折れるほどの暴行を加えて民間人を殺害する等の行為をした。

アナン国連事務総長が「市街地で市民が犠牲になる危険が明白な戦闘」とし、イラク戦争での無差別殺人の代名詞となった米軍によるファルージャ攻撃。二〇〇四年四月の米軍の攻撃で、二つのサッカー場が墓地に変わるほど死者が出た。死者の半分は女性と子どもであった。白旗を手にした老人や、家から逃げようとした女性や子ども、救急車を米軍は容赦なく狙撃した。小泉首相は「米軍のイラク・ファルージャ総攻撃を成功させないといけない」と米国を支持した。小泉氏や安倍氏の言う「国際平和への貢献」とは、こうした米軍を自衛隊が支援することだが、こうした支援が本場に「基本的人権を守り、国際平和に貢献してきた」のか。そして、こうした米軍と一緒に武力行使ができるようになるために、安倍首相は憲法改正を実現させようとしている

る。

今まで日本の自衛隊が戦闘行為に直接参加しなかったのは、「集団的自衛権」といった海外での武力の行使が憲法違反とされてきたからである。安倍首相は任期中の憲法改正を目指している。そして、憲法改正の際には国民投票が実施される(憲法96条)、安倍首相が推進するような、海外での武力行使を認める憲法改正に賛成の投票をすることは、上記のような米軍と一緒に日本が海外で武力行使を行なうのを認めることになる可能性がある。海外での武力行使が可能な日本が果たして国際社会で尊敬される「美しい国」なのか。「美しい国」どころか、安倍首相が「率先して」日本国家を「醜い国」にすることになる。

(いいじま しげあき 専修大学兼任講師)

二頁の作者紹介と注

長谷川修児 一九三二年生。

一九六六年「ベトナム反戦詩集」発表。元「詩のべ平連」。月刊ミニコミ「遊撃」を発行、現在343号。一審以来、81年小西誠無罪確定まで小西反軍裁判を支える。

庄司洸 居酒屋「だったん」元店主。一九四一年生。

小西反軍裁判支援委員会の事務局長として裁判(一審)を支え、一市民としてベトナム反戦と反軍・反戦市民運動を担う。94年逝去。享年48歳。

小西反軍裁判 一九六八年、航空自衛官小西誠三曹が航空自衛隊佐渡駐屯地内で反戦ビラ「アランチ・安保」を配り、治安訓練を拒否したため、自衛隊法違反で逮捕、起訴される。70年第一回公判、81年無罪が確定した。

な法制度を整えようとしている。いつでも自衛隊を海外に派兵できるようにする「派兵恒久法」（国際平和協力法）の制定、海外にいる自衛隊員が今までよりも武器の使用が容易に行なえるような「武器使用基準緩和」も安倍内閣の目標となっている。安倍首相は十月十二日、参議院予算委員会で、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の弾道ミサイル発射に対抗する手段として、「敵基地攻撃能力」の検討を「当然」とした。中川昭一政調会長や麻生太郎外相は核保有議論が必要と言い、近隣諸国から懸念されているが、安倍首相はそうした議論を禁じていない。

（4）憲法改正

以上のような「海外派兵国家」を作り上げるための総仕上げが憲法改正である。安倍首相は十月三十一日、米CNNテレビと英紙『フィナンシャル・タイムズ』のインタビューで「自民党総裁としての自分の任期は三年で、二期までしか務められない。任期中に憲法改正を目指したい」、「時代にそぐわない条文として典型的なものは憲法9条。日本を守るとの観点、国際貢献を行なっていく上でも憲法9条を改正すべきだ」とした。

3 なにが問題か

「日本を、世界の人々が憧れと尊敬を抱き、子どもたちの世代が自信と誇りを持つ。『美しい国、日本』とするため、私

は、先頭に立って、全身全霊を傾けて挑戦していく覚悟であります」と所信演説で安倍首相は述べた。岸首相は「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せないであります」（一九六〇年三月十一日衆議院日米安保特別委員会）と述べ、安倍首相の大叔父である佐藤首相も「わが国の憲法から、日本は外へ出ていく、そんなことは絶対にないのでございます」（一九六九年二月十九日衆議院予算委）と述べていた。それに対して安倍首相は、武力の行使を含む活動を自衛隊が海外で行なうことと、国際社会から尊敬と憧れの念を持たれる「美しい国」になれると言う。しかし、そうした日本が本場に国際社会から尊敬と憧れの念を持たれるのであろうか。

ドイツも第二次世界大戦の敗戦国だが、近隣諸国への謝罪と信頼醸成の努力を常に続けてきた。一九七〇年十二月、ブラント首相がユダヤ人居住地にある記念碑に土下座してナチスの蛮行を謝罪した行為はその最たる例であり、この行為により、ドイツに対するポーランド人の警戒と反感は緩和されたと言われている。

一方、日本の権力担当者の対応はどうか。『罪を憎んで人を憎まず』は中国の孔子の言葉だ（二〇〇五年五月十六日衆議院予算委員会）等と発言し、小

泉首相は「靖国神社」に六度も参拝した。安倍氏も靖国神社に参拝している。二〇〇六年十月二五日、「従軍慰安婦」への日本軍関与を認めた「河野談話」（一九九三年）の再調査に言及した下村博文官房副長官を安倍首相は「全く問題はない」とした。そもそも安倍氏自身が「従軍慰安婦」について否定的な発言をしていた。「罪を憎んで人を憎まず」という発言、加害国の首相が言うべき言葉なのか。小泉首相は憲法前文の「国際協調主義」を強調して、自衛隊を何度も海外へ派兵してきた。しかし、靖国神社の参拝などの独善的な対応こそ、中国や韓国との関係悪化をもたらした事実が示すように、「国際協調主義」に反する行為であろう。「従軍慰安婦」などの過去の過ちを反省も謝罪もしないどころか「自虐的な歴史教育」（安倍晋三『美しい国へ』（文藝新書、二〇〇六年、一一〇三頁））とする首相のいる国家が、国際社会で尊敬と憧れの対象となる国になれるのか。

むしろ軽蔑の対象となろう。

その上、そうした日本が海外で武力を行使できる国家体制を構築しようとしたら、核兵器保有の議論を行なえばどうなるか。二〇〇五年十一月に自民党「新憲法草案」が公表された際、フランスの『ル・モンド』紙は「（自民党）の改憲案は全権を持つ軍隊を創設しようとしている。